

予算編成要領

1. 予算要求の区分について

「経常経費」と「政策経費」に区分し、次に示す内容に従って調製すること。

(1) 経常経費

- ・ 行政上恒常的に実施される事務事業・管理運営経費
- ・ 単年度または短期間のものは、臨時的経費として見積もること
- ・ 前年度政策予算とした新規事務事業のうち経常的に実施しようとする経費

(2) 政策経費

- ・ 「奈良マニフェスト」実現のための経費
- ・ その他市政の推進に特に重要と判断される経費
- ・ 投資的経費
- ・ 平成22年度事業仕分け対象経費
- ・ 平成21年度事業仕分け対象経費

2. 歳入に関する事項

歳入の見積りにあたっては、過去の実績、平成22年度の決算見込み、国の予算編成及び社会経済情勢の動向等今後の見通しに十分留意し、適正な計上を図ること。特に多額の未収債権を抱える歳入については、きめ細かな徴収対策を講じることにより、収納率の一層の向上に最大限の努力を図ること。

また、新規・既存の事業を問わず、国・県の補助制度、他団体の助成制度について幅広い視点から検討し、積極的に活用するとともに、受益者負担の見直しを図るなど財源の確保に努めること。

(1) 市税

歳入の根幹をなすものであり、その見積りにあたっては税制改正の動向、経済情勢等を十分勘案し、課税客体の完全捕捉に努め、的確な年間見積り額を計上すること。特に、徴収率については、より一層の向上に努め、未収市税の解消に努めること。

(2) 地方交付税、譲与税、各交付金

国・県の動向を十分見極め、的確な見積り額を計上すること。

(3) 使用料及び手数料、分担金及び負担金等

市民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則に立って、諸物価の動向や管理運営費等との関係、他市の状況や類似施設の動向を把握した上で、新たな視点での見直し等を必ず行い、適正な収入見込額を計上すること。

(4) 国・県支出金

現在検討が進められている一括交付金など国・県の施策の動向を的確に把握するとともに、国・県等の補助制度を調査の上その認承が可能となるよう努力し、補助制度全般にわたってあらゆる方策を講じて積極的に財源の確保に努めること。

また、補助対象、補助・負担率、補助単価等の把握に努め、過大見積りや超過負担を招くことが無いよう的確な見積り額を計上すること。

(5) 財産収入

未利用土地については、積極的にその有効活用を検討し、具体的な利用計画のない売却可能な用地についてはその処分を図ること。

(6) 市債

後年度負担を考慮したうえで、適正な発行に努めること。

(7) その他の収入

既定の概念にとらわれず幅広い観点に立ち、可能な限りその財源の確保及び拡大の努力を図るとともに、受益者負担の見直し等収入の確保に努めること。

3 . 歳出に関する事項

歳出の見積りにあたっては、行政の責任分野と事業の優先順位を改めて見直し、必要最小限の経費で最大の行政効果や市民の満足度の向上が図られるよう創意工夫するとともに、選択と集中を行うことにより限られた財源の重点的・効率的な配分を図ること。

また、義務的経費についても同一の基調により制度等を含め見直しに努めること。

(1) 人件費

原則として平成 2 3 年 1 月 1 日現在の現員現給を基礎とし、退職・育児休業等による節減等を精査し、年間所要額を見積もること。

(2) 扶助費

現行制度についても、制度そのものの継続の合理性等について検討し、制度改正を積極的に行うこと。

(3) 投資的経費

厳しい財政状況を考慮し、事業の緊急性、必要性、後年度の財政負担等を十分検討したうえ、適切な計画のもとに予算計上すること。また、補助対象事業にあつては、超過負担となることのないよう事業費の見直しを行うこと。

なお、用地取得費については、目的・利用時期・補助認承などの明確な見通しを立て、地価の情勢を十分認識し、適正な見積りを行うこと。

(4) 維持補修費

公共施設等の維持補修については、現況を十分に把握し、適正な維持管理に努めるとともに、施設の効用を維持・発揮するために緊急性・必要性等が高いものから実施するなど、計画的かつ効率的な対応に努めること。

(5) 物件費・補助費等

物件費等の一般行政経費については、経費の節減及び合理化を進めるにあたって、事業の廃止、事業の抜本的な見直しに努めることとし、単なる経費の削減に留まることのないようにすること。

補助金等については、要望書・事業計画書・収支予算書・決算書を徴し当該団体等の収入・活動状況等を確認した上で、補助の必要性や対象経費について、時代の変化も勘案し慣例や先例にとらわれることなくゼロベースからの見直しを図ること。

また、団体運営補助金については活動・運営状況からその必要性を改めて検討し、廃止、事業補助への転換等の見直しを図ること。

負担金についても、必要性について慣例や先例にとらわれることなく精査し、見直しを図ること。

臨時職員賃金については、その必要性について担当課が十分に検討を行い、財政課と協議の上、以下の例を除き原則として人事課・教育委員会総務課から要求すること。

- ・ 社会保険料の事業主となっている課の賃金
- ・ 選挙関係費用など単年度事業にかかる賃金
- ・ 新規のソフト事業にかかる賃金 など

4. 経常経費

(1) シーリングの対象とする経費

施設管理経費・課の維持事務経費・事務事業経費

- ・ いずれも前年度当初予算の90%以内の額を限度として見積もること。

(2) シーリングの対象外とする経費

以下の経費についてはシーリングの対象外とするが、必要性・所要額を厳しく見直し、必要最小限の額を見積もること。

- ・ 人件費、扶助費（扶助費に準ずる経費を含む）、公債費
扶助費については、補助・単独を問わず対象人員・単価等の的確な把握に努め、必要最小限の額で見積もること。特に、単独扶助費については、積極的に超過負担の解消を図るよう改正の検討を行うこと。
- ・ 維持補修経費
前年度予算額を上限として見積もること。
- ・ 燃料費・光熱水費
節減に努め、別途指定する様式により使用量を精査し見積もること。10月1日時点での単価を用い積算すること。
- ・ 外郭団体の人件費、嘱託職員賃金
シーリング対象外経費とするが、外郭団体への委託事業の見直しを図るなど、人件費も含め、その必要性・金額等の精査を行ったうえで要求すること。
- ・ 貸付金
- ・ 既契約リース料、覚書等による賃借料

- ・ 都市再生機構への償還金等債務の確定した経費
- ・ 受託事業等の全額歳入に対応した経費
- ・ 特別会計への繰出金、公営企業会計への負担金・補助金

(3) 臨時的経費

- ・ 備品購入費、大会開催費等の単年度限りの経費、及び年度間の変動が大きい経費のうち、多額なもののみ必要最小限の経費を積み上げにより要求すること。

経費の削減に当たっては、部単位を基本とし、事業の廃止・抜本的な見直しにより行うこと。

5. 政策経費

政策経費については、下記に示す経費に限っての要求とするが、見積りにあたっては手法等の精査を行い適正な額を計上すること。

(1) 奈良マニフェスト実現のための経費

- ・ 「奈良マニフェスト」を達成するための経費に限ることとする。「奈良マニフェスト」事業については政策調整室と調整を行った方針に基づき要求すること。

(2) その他市政の推進に特に重要と判断される経費

- ・ 政策としての判断を必要とするもので、市政の推進に特に重要と判断される必要不可欠なものに限って要求すること。
- ・ 新たに民間委託・民営化等を実施する事業。

(3) 投資的経費

- ・ 補助事業・単独事業とも(新市建設計画事業等の既定事業を除く)、前年度当初予算の80%以内の額を限度として見積もること。
ただし、国庫補助金の要望の済んでいるものについては、要望額とする。
- ・ 公共施設の機能維持・改修に係る経費については、前年度当初予算額を限度として見積もること。
- ・ 災害復旧事業については、前年度当初予算額を限度として見積もること。

(4) 平成22年度、平成21年度事業仕分け対象経費

- ・ 事業仕分けの結果を受けての今後の方針に基づき、要求すること。
- ・ 見積りにあたっては、必要最小限の経費を積み上げにより要求すること。

6 . その他の留意点

(1) 新規歳入確保について

- ・ 現行の単独事務事業において、国等の補助制度や関連団体の助成制度を調査して積極的に歳入確保に努めること。
- ・ 使用料・手数料等について受益者負担の見直しを進めること。

(2) 特別会計・企業会計について

- ・ 独立採算を基本とする特別会計・企業会計については、安易に一般会計からの繰入金・補助金等に財源を求めることがないように努めることとし、公営企業法の適用等各会計の財政健全化方策の検討も積極的に進めること。

(3) 外郭団体について

- ・ 民間と競争できる体制を意識し、独自財源の確保に努める等、自立のための経営改善を促すこと。

(4) 情報システム関係経費について

- ・ 新規システムについては、情報システム評価制度で承認された内容に基づき要求すること。
- ・ 既存システムにおいても、必要性・有効性を十分検証し、維持管理経費等について積極的な見直しを図ること。